

第七回国会 水産委員會議録 第九号

昭和二十五年一月二十八日(土曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長代理理事 川村善八郎君
理事鈴木 善幸君 理事夏堀源三郎君
理事松田 鐵藏君 理事林 好次君
理事早川 崇君

小高 嘉郎君 川端 佳夫君
高木 松吉君 山口長治郎君
玉置 信一君 富永格五郎君
永田 節君 長谷川四郎君
井之口政雄君 小松 勇次君

委員外の出席者
農林技官 林 眞治君
専門員 小安 正三君
専門員 齋藤 一郎君

本日の會議に付した事件

漁港法案起草に関する件

日本漁船の不法拿捕防止に関する件

○川村委員長代理 これより會議を開きます。

委員長は都合により私が委員長の職務を代行いたします。

まず本日の議事に入ります前に、昨日協議いたしました日本船不法拿捕防止に関する決議案文ができましたので、一応朗読いたします。

漁船不法捕事件の措置に関する決議案

中国東海及び韓国南方海上で操業中の我が遠洋漁船は、昭和二十二年二月四日以降昨年末までに捕されたものの五十五隻の多数にのぼり、これらのうち返還されたものは僅かに七隻

でこの外に二隻は擧沈されるの悲惨事を生んでいる。

さらに本年に入り、一月九日より二十六日までの間に一隻のトロール漁船及び七隻の大型機船底曳網漁船計八隻が、制限区域内において操業中韓国側に捕されたのである。

これらの漁船が捕される場合は常に不法射撃を受け武力圧力のもとに進行されており、このため人命を失うこともしばしば、わが水産界に異常な衝撃を與えている。

かかる状態のもとでは、同海面における漁業は多大の脅威を受け、漁業者は安心して出漁することができないので、おそろしく操業不能に陥り、ひいては以西トロール漁業及び以西機船底曳網漁業は、絶滅に至る虞がある。

よつて政府はこの際、これまでに捕された漁船並びに乗組員の即時送還を図るとともに、かような事件が今後再び起らないようにするため、至急万全の措置を講ずるよう要求する。

右決議する。

以上であります。なおこれに關しましてただちに關係方面と折衝いたしました。

○井之口委員 ここに五十何隻とありますが、これはいつごろからののであつて、それが拿捕されたのはどこ／＼で、最近のものに對してのみその決議がされるのか。その点ひとつ明らかにして

もらいたい。

○川村委員長代理 先ほど朗読いたしました通り、昭和二十二年二月四日以降昨年末までであります。その数が五十五隻、こうなつております。

○井之口委員 そうするとこれはどこに拿捕されたものでありますか。

○川村委員長代理 中国東海及び韓国南方海上であります。

○井之口委員 いろ／＼今まで聞きましたが、ソ連領海において拿捕されたというようなことがこの新聞に一部出ておりましたが、それは含まれておりませんか。

○川村委員長代理 それは含まれておりません。

お諮りいたします。ただいま朗読いたしました決議案につきまして、この通り決定をしてさしつかえありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○川村委員長代理 この問題は關係方面にも了解を求めなければならぬので、仮に決定しておくということにしておきたいと思ひますから、さよう御承知置きを願ひます。さらに關係方面の了解を得られれば再びお諮りいたします。国会にこれを提出するという方法をとることいたします。

○川村委員長代理 それでは漁港に關する件を議題といたします。漁港に關する問題につきましては、かねて御承知の通り昨年十二月の二十二日本委員

員会におきまして、漁港の確立を期すために法文化し、さらにこれに予算の裏づけをしなければ、急速にわれ／＼の目的を達することができないのであるから、この場合今国会に議員提出としようという決議をいたしました。この問題を取上げ、案文の作成その他關係方面の折衝等につきましては、小委員会、すなわち漁港に關する小委員会に付託しておつたのであります。小委員会におきましては、昨年の十二月二十六日に一応の原案を得まして、これを英訳いたしました連合軍關係方面に提出し、さらに本年の一月の十六日に、私は天然資源局の水産部の方々に、お会いいたしまして意見を承り、水産庁當局もそれ／＼連合軍關係方面の意見を徴してみました。いろいろ／＼と各種の法律と重複し、あるいはいろいろ／＼な摩擦を生ずるような点もあつたので、それらを今日までいろいろ／＼調査いたしました。今日議題としたところの法案の大体の案文であります。その案文に基きまして、要綱によつて小安専門員から説明いたさせることにいたします。

漁港法案

目次

- 第一章 總則(第一條—第六條)
- 第二章 漁港の指定(第七條—第八條)
- 第三章 漁港審議會(第九條—第十四條)
- 第四章 漁港修築事業(第十五條—第十八條)

第五節 第二十七條 漁港の維持管理(第二十八條—第四十九條)

第六節 第五十條—第五十四條 雜則(第五十五條—第五十八條)

附則 第一章 總則 (この法律の目的) 第一條 この法律は、水産業の発達を圖り、これにより國民生活の安定と國民經濟の發展とに寄與するために、漁港を整備し、及びその維持管理を適正にすることを目的とする。

(適用漁港) 第二條 この法律は、第七條の規定により農林大臣の指定する漁港に適用する。

(漁港及び漁業の意義) 第三條 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地又はその予定地をいい、「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

(漁港区域及び水面の意義) 第四條 この法律で、「漁港区域」とは、漁船の出入、てい、い、若しくは出漁準備又は漁獲物の処理等漁港としての機能を發揮するために必要な水面及び土地の一定の区域をいい、「水面」とは、海、湖、沼、河川その他の水流又は水面をいう。

(漁港施設の意義)

第五條 この法律で「漁港施設」とは、左に掲げる施設であつて漁港区域内にあるものをいう。

一、基本施設

イ、防波堤、防砂堤、導流堤、航路その他漁船の出入又はついでに安全にするために必要な施設

ロ、岸壁、さん橋その他漁船の出漁準備又は漁獲物の陸揚のために必要な施設

ハ、船揚場その他漁船の保全のために必要な施設

二、機能施設

イ、給水設備、給油設備、荷役機能その他漁船の出漁準備又は漁獲物の陸揚に資するため

の施設であつて基本施設に属しないもの

ロ 漁船修理場、漁具干場その他漁船の修理又は漁具の保全若しくは修理のために必要な施設

ハ、荷さばき所、倉庫、製氷冷蔵冷凍施設、鉄道、軌道、道路その他漁獲物の処理、加工、保存又は運搬のために必要な施設

ニ、宿泊所、浴場その他漁船乗員の厚生又は保護のために必要な施設

ホ、無線電信又は無線電話設備、信号所その他漁業に関する通信連絡に必要な施設

農林大臣は、前項に掲げる施設を漁港区域内に設けることができ、ない特別の事由があると認める場合には、漁港区域外にあるものに

ついても、漁港審議会の議を経て、これを漁港施設とみなすことができる。この場合には、遅滞なく、その旨を当該漁港施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

(漁港修築事業の意義)

第六條 この法律で「漁港修築事業」とは、第十九條第一項の漁港整備計画に基づいて行つた漁港施設の増築、改築、補修若しくは除却、漁港区域内の土地の整理若しくは土地の欠損の防止又は漁港区域内への土砂の流出の防止その他漁港の整備を図るための事業をいう。

第二章 漁港の指定

(漁港の指定)

第七條 農林大臣は、漁港審議会の議を経て、漁港の名称及び種類並びに漁業区域を定めて漁港の指定を行う。

2 農林大臣は、前項の規定により指定した漁港について事情の変更その他特別の事由があると認める場合には、漁港審議会の議を経て、当該指定の変更又は取消をすることが出来る。

3 前項の規定により漁港の指定の変更又は取消をした場合において必要な経過措置については、命令で定める。

4 第一項の規定による漁港の指定及び第二項の規定による漁港の指定の変更又は取消は、告示をする。

(漁港の種類)

第八條 漁港を分けて、左の四種とする。

第一種漁港

その利用範囲が地元

の漁業を主とするもの

第二種漁港

その利用範囲が第一

種漁港よりも広く、

第三種漁港に属しないもの

第三種漁港

その利用範囲が全国的なもの

離島その他辺陲の地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

第四種漁港

離島その他辺陲の地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

特に必要なもの

第三章 漁港審議会

(漁港審議会の設置及び権限)

第九條 この法律の他の規定によりその権限に属せしめられた事項その他漁港に関する事項を調査審議し、又は処理するために漁港審議会を置く。

2 漁港審議会は、漁港に関する事項につき、関係行政庁に対し、又は内閣総理大臣を経由して国会に対し、意見を提出することが出来る。

3 漁港審議会は、農林大臣の監督に属する。

(漁港審議会の組織)

第十條 漁港審議会は、委員九人をもつて組織する。

2 漁港審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(委員の任命)

第十一條 委員は、学識経験のある者の中から、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一、禁治産者若しくは準禁治産者

又は破産者で復権を得ない者

二、禁治又は懲役の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(委員及び会長の任期)

第十二條 委員の任期は、三年とし、会長の任期は、一年とする。

(委員の罷免)

第十三條 委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合に、漁港審議会においてその委員に罷免すべき旨の議決をしたときには、内閣は、両議院の同意を得て、これを罷免する。

(議決その他)

第十四條 漁港審議会の議決には、委員の過半数の同意がなければならぬ。

2 前項の規定による委員の罷免の議決をする場合には、当該委員は、その議決に加わることができない。この場合には、その委員の数は、前項の委員の数に算入しない。

3 漁港審議会は、公務所、漁港関係者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、審議のために必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は審議のために必要な者をその会議に出席させて説明を求めることができる。

4 漁港審議会は、審議のために必要があるとき認められる場合には、公務所、漁港関係者若しくはその組織する団体又は学識経験のある者に必要な調査を嘱託することができる。

(委員の実費弁償)

第十五條 委員は、政令の定めるところにより、手当、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(職員)

第十六條 漁港審議会に、必要な職員を置く。

2 前項の職員については、他の法律又はこれに基く命令に別段の定めがある場合を除き、政令で定める。

(漁港審議会の運営に関する事項の委任)

第十七條 この法律に定めるものの外、漁港審議会の運営に關し必要な事項は、漁港審議会が定める。

第四章 漁港修築事業

(漁港修築事業の管理)

第十八條 漁港修築事業は、農林大臣が管理する。

(漁港整備計画)

第十九條 内閣は、漁港審議会の意見を徴し、その意見を尊重して漁港整備計画を定め、国会に提出してその承認を受けなければならない。

2 内閣は、毎年度、漁港審議会の意見を徴し、その意見を尊重して前項の漁港整備計画を実施するために必要な予算を作成し、国会に提出しなければならない。

3 前二項の場合には、内閣は、漁港審議会の決議その他その審議に關する書類の写を添附しなければならない。

(漁港修築事業の施行者)

第二十條 漁港修築事業は、国、漁

港所在地の都道府県又は農林大臣の適当と認定する者でなければ、施行することができない。

2 農林大臣は、前項の認定をするについては、漁港審議会の議を経て定める基準に従わなければならない。

(漁港修築事業の施行の許可)

第二十二條 国以外の者が漁港修築事業を施行しようとする場合には、第十九條第一項の漁港整備計画に基づいて漁港修築計画を定め、農林大臣の許可を受けなければならない。

2 国が漁港修築事業を施行する場合においては、農林大臣が、漁港審議会の議を経て、第十九條第一項の漁港整備計画に基づいて漁港修築計画を定める。

3 前二項の場合において、その漁港に漁港管理会があるときは、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重して漁港修築計画を定めなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、漁港修築事業を施行しようとする者は、漁港修築計画を定めるために必要があるときは、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができ。但し、この場合において、国以外の者の施行に係るときには、立ち入るべき土地又は水面の区域を定めてあらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならない。

5 前項の規定による立入、測量又は検査をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

6 第四項の場合には、当該施行者たるべき者は、遅滞なく、同項の立入、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(漁港施設の増設)

第二十三條 漁港修築事業により造成する漁港施設のうち、基本施設は、国の所有とし、機能施設は、漁港修築事業の施行者の所有とする。

(費用の負担)

第二十三條 国が漁港修築事業を施行する場合においては、その事業に要する費用は、国庫の負担とする。

2 国以外の者が漁港修築事業を施行する場合においては、その事業に要する費用は、左の区分に従ひ、各々その定める割合を国庫の負担とし、その残額は、当該漁港修築事業の施行者の負担とする。

区分 基本施設 機能施設

第一種漁港 百分の百 百分の五十

第二種漁港 百分の百 百分の五十

第三種漁港 百分の百 百分の六十

第四種漁港 百分の百 百分の八十

(漁港修築事業に関する権利の処分及び漁港修築事業の施行の委託)

第二十四條 漁港修築事業に関する権利の譲渡その他の処分は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 漁港修築事業の施行者は、農林大臣の許可を受けて、国又は農林大臣の適当と認定する者に漁港修築事業の施行を委託することができ。

3 第二十條第二項の規定は、第一項の認可並びに前項の許可及び認定に準用する。

(漁港修築計画の変更、漁港修築事業の廃止その他)

第二十五條 国以外の漁港修築事業の施行者は、事情の変更その他の事由がある場合には、農林大臣の許可を受けて、漁港修築計画を変更し、又は漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくはその施行を停止することができる。

2 農林大臣は、国が漁港修築事業を施行する場合において事情の変更その他の事由により必要があると認めるときには、漁港修築計画を変更し、又は漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくはその施行を停止することができる。

2 農林大臣は、国が漁港修築事業を施行する場合において事情の変更その他の事由により必要があると認めるときには、漁港修築計画を変更し、又は漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくはその施行を停止することができる。

3 第二十一條第三項の規定は、前二項の規定による変更、廃止又は施行の停止に準用する。但し、農林大臣のする変更、廃止又は施行の停止については、急速を要する場合及び軽微な事項である場合を除き、漁港審議会の議を経なければならない。

3 第二十一條第三項の規定は、前二項の規定による変更、廃止又は施行の停止に準用する。但し、農林大臣のする変更、廃止又は施行の停止については、急速を要する場合及び軽微な事項である場合を除き、この限りでない。

(施行者に対する指示及び命令並びに施行者の変更)

第二十六條 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、漁港修築事業の施行に必要必要な指示をすることができ。

2 農林大臣は、事情の変更その他の事由により必要があると認める場合には、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、漁港修築計画の変更、漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくはその施行を停止を命ずることができる。

の施行者に対し、漁港修築計画の変更又は漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止若しくはその施行の停止を命ずることができる。

3 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者が当該事業の施行が、法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分違反し、若しくは著しく不適当であり、又はいん功の見込がないと認める場合には、その施行者を変更することができる。

4 前二項の場合において、農林大臣は、必要があるとき認めるときには、漁港修築事業の施行者に対し、施設された工作物の改築又は除却その他原状回復を命ずることができる。

5 前項の規定による改築又は除却その他原状回復に要する費用は、当該漁港修築事業の施行者の負担とする。

6 前條第二項後段及び第三項の規定は、第二項又は第四項の規定による農林大臣の命令に、同條第二項後段の規定は、第三項の規定による施行者の変更に準用する。

(土地、水面等の使用及び収用)

第二十七條 漁港修築事業の施行者は、漁港修築事業の施行のために必要がある場合には、土地収用法(明治三十三年法律二十九号)により、必要な土地、水面若しくは工作物又はこれらに関する権利を使用し、又は収用することができ。但し、この場合においては、第二十一條第一項の規定による農林大臣の許可又は同條第二項の規定による漁港修築計画の認定をもつて、同法による事業の認定とみなし、同法及び土地収用法施行令(明治

三十三年勅令第九十九号)の規定による主務大臣その他の行政庁の権限は農林大臣に、収用審査会の権限は漁港審議会に属するものとする。

2 漁港修築事業の施行者は、漁港修築事業の施行のために必要がある場合には、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。

3 前項の規定による立入をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 第二項の場合には、漁港修築事業の施行者は、遅滞なく、同項の立入若しくは使用により現に生じた損害を補償し、又は相当の使用料を支拂わなければならない。

第五章 漁港の維持管理

(漁港管理者の指定)

第二十八條 漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理の適正を図るために、農林大臣は、漁港審議会の議を経て定める基準に従ひ、国、地方公共団体又は水産業協同組合その他の法人を漁港管理者に指定することができる。

2 漁港所在地の都道府県若しくは市町村又は漁港修築事業の施行者は、前項の規定により当該漁港の漁港管理者に指定された場合には、正当の事由がない限り、これを拒むことができない。

3 農林大臣は、必要があると認めるときには、漁港審議会の議を経て、第一項の規定による漁港管理者の指定の変更又は取消をすることができる。

- とができる。
- 4 前項の規定により漁港管理者の指定の変更又は取消をした場合において必要な経過措置については、命令で定める。
- 5 第一項の規定による漁港管理者の指定及び第三項の規定による漁港管理者の指定の変更又は取消は、告示で定める。
- (漁港管理者の職責)
- 第二十九條 漁港管理者は、漁港管理計画及びこれを実施するために必要な漁港管理規程を定め、これに従い漁港の維持管理をする責に任ずる。
- (漁港管理会の設置及び権限)
- 第三十條 漁港管理者は、漁港の適正な維持管理をするために、漁港管理会を置かなければならない。但し、第一種漁港の場合及び農林大臣が漁港審議会の議を経て別段の定をした場合には、この限りでない。
- 2 漁港管理者は、前項但書の場合には、農林大臣の認可を得て、漁港管理令を設置し、又はこれを廃止することができる。
- 3 漁港管理者は、漁港管理会を設置し、又は廃止した場合には、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならぬ。
- 4 漁港管理会は、この法律その他の法令並びに漁港管理計画及び漁港管理規程によりその権限に属せしめられた事項を調査審議し、又は処理する。
- (漁港管理会の組織)
- 第三十一條 漁港管理会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は、漁港管理者の代表者(代表者が数人ある場合には、その数人のうち漁港管理者の指定する者)をもつて、これに充てて、委員は、第四種漁港における漁港管理者の委員を除き、左に掲げる者をもつて、これに充てて、一、漁港所在地の市町村の区域内に漁業の根拠を有し、漁業を行つてゐる者が互選する者 五人 二、漁港所在地の市町村長が選任する者 三人 三、漁港所在地の都道府県知事が選任する者 三人(第一種漁港における漁港管理会については二人) 四、農林大臣が選任する者 三人(第三種漁港における漁港管理会に限る) 五、漁港所在地が二以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合には、各市町村又は各都道府県ごとに前項第一号から第三号までに規定する員数の委員を互選し、又は選任する。
- 5 農林大臣は、漁港所在地が二以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合には、漁港審議会の議を経て、第三項各号の委員の定数を変更することができる。
- 6 同一市町村に二以上の漁港がある場合その他特別の事由がある場合には、農林大臣は、漁港審議会の議を経て、漁港関係区域を定めることができる。この場合には、その漁港関係区域をもつて漁港所在地の市町村又は漁港所在地の都道府県とみなし、第三項第一号から第三号まで及び前二項の規定を適用する。
- 7 第五項の規定による委員の定数の変更及び前項の規定による漁港関係区域の定は、告示で定める。
- 8 第四種漁港における漁港管理会の委員は、若干人とし、農林大臣が選任する。但し、漁港管理者が国以外の者である場合には、第三種漁港における漁港管理会の例による。
- (委員の任期)
- 第三十二條 漁港管理会の委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員は、選挙された委員である場合に限り、前任者の残任期間に任ずる。
- (委員の改選の請求と罷免)
- 第三十三條 第三十一條第三項第一号(同條第八項但書の規定により同号の規定の例による場合を含む。以下同じ)の委員の選挙権を有する者は、所属の市町村の区域又は漁港関係区域におけるその総数の二分の一以上の同意を得て、当該区域に属する者の中から同号の規定によつて選挙された委員の全員の改選を請求することができる。
- 2 第三十一條第三項第一号の委員以外の委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又はその委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があること認められる場合に、漁港管理会においてその委員を罷免すべき旨の議決をしたときには、当該委員の選任権者はこれを罷免する。(都に關する特例)
- 第三十四條 第三十一條及び前條中「市町村」又は「市町村長」とあるのは、都の区のある区域においては「都」又は「都知事」とする。
- 2 第三十一條第三項第三号の規定は、都の区のある区域にある漁港における漁港管理会については、適用しない。
- (議決)
- 第三十五條 漁港管理会の議決には、委員の過半数の同意がなければならぬ。可否同数の場合には、会長が決する。
- 2 第三十三條第二項の規定による委員の罷免の議決をする場合には、当該委員は、議決に加わることができない。この場合には、その委員は、前項の委員の数に算入しない。
- (委員の選挙、改選の請求及び選任に關する事項の委任)
- 第三十六條 第三十一條及び第三十三條に定めるものの外、第三十一條第三項第一号の委員の選挙権、被選挙権その他その選挙及びその改選の請求並びに同号の委員以外の委員の選任に關し必要な事項は、政令で定める。
- 2 前項の政令の制定又は改正の立案は、漁港審議会の意見を徴し、その意見を尊重してしなければならない。但し、改正の立案については、急速を要する場合及び軽微な事項である場合には、この限りでない。
- (漁港管理会の監督)
- 第三十七條 農林大臣は、漁港管理会に對し、その職務の執行に關し必要な指示をすることができる。
- 2 農林大臣は、漁港管理会の議決又は処分が、法令又は法令に基いてする行政庁の処分と違反すると認める場合には、漁港審議会の議を経て、その議決又は処分の取消をすることができる。
- (会長及び委員の実費弁償)
- 第三十八條 漁港管理会の会長及び委員は、政令の定めるところにより、手当、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。
- (漁港管理会に關する事項の委任)
- 第三十九條 この法律に定めるものの外、漁港管理会に關し必要な事項は、政令で定める。
- 2 第三十六條第二項の規定は、前項の政令の制定及び改正に準用する。
- (漁港管理計画及び漁港管理規程の制定及び変更)
- 第四十條 国以外の者が漁港管理者である場合には、漁港管理計画及び漁港管理規程の制定及び変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 国が漁港管理者である場合には、漁港管理計画及び漁港管理規程の制定及び変更は、農林大臣が、漁港審議会の議を経てする。但し、変更については、急速を要する場合及び軽微な事項である場合には、漁港審議会の議を経ることを要しない。
- 3 第二十一條第三項の規定は、前二項の規定による制定及び変更に準用する。但し、農林大臣のする変更については、急速を要する場合及び軽微な事項である場合には、この限りでない。

4 漁港管理計画においては、施行中の漁港修築事業に属するものを除き、左の各号に掲げる事項の基本に基づき、必要な計画を定めなければならない。

一、漁港施設の維持、保全及び運営その他漁港施設の維持管理に関する事項

二、漁港の利用及び秩序の維持に関する事項

三、漁港の経費に関する事項

四、前各号に掲げるものの外、漁港の維持管理に關し必要な事項

5 漁港管理計画及び漁港管理規程は、命令の定めるところにより公示しなければならない。

6 農林大臣は、漁港審議会の議を経て、模範漁港管理計画例及び模範漁港管理規程例を定めることができる。

(漁港の維持管理の開始)

第四十一條 漁港管理者は、漁港管理規程で定める時から、漁港の維持管理を開始するものとする。

(費用の負担及び利用の対価の徴収)

第四十二條 漁港の維持管理に要する費用は、漁港管理計画の定めるところにより漁港管理者の負担とする。但し、漁港管理会に關する費用は、同庫の負担とする。

2 漁港管理者は、前項の規定により漁港管理者の負担する費用に充てるために、漁港管理計画及び漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料その他名義の何であるかを問はずその利用の対価を徴収することができる。

3 国庫は、政令の定めるところにより、漁港管理者に對し、第二項の規定により漁港管理者の負担する費用のうち、漁港修築事業により造成した基本施設である漁港施設の維持管理に要する費用の百分の四十を補助する。

(漁港復旧基金)

第四十三條 国以外の漁港管理者は、漁港修築事業により造成した基本施設である漁港施設が被害を受けた場合の復旧の費用に充てるために、当該基本施設の修築費用の百分の三十に相当する金額の漁港復旧基金を設定しなければならない。

2 前項の漁港管理者は、毎年、同項の修築費用の百分の三を下らぬ金額を同項の漁港復旧基金へ繰り入れなければならない。但し、やむを得ない事由のある場合においては、農林大臣の許可を受けたときには、この限りでない。

3 第一項の修築費用の算定に關し必要な事項は、命令で定める。

4 前條第二項の規定は、第二項の規定による繰入金に充てるための費用につき準用する。

5 漁港復旧基金への繰入、漁港復旧基金の管理及び使用、第二十八條第三項の規定による漁港管理者の指定の変更又は取消があつた場合における漁港復旧基金の引渡その他の処分その他漁港復旧基金に關し、必要な事項は、政令で定める。

6 第二項の規定による漁港復旧基金への繰入金は、法人税法(昭和二十三年法律第二十八号)による

所得の計算上損金に算入する。(不可抗力による漁港施設の被害復旧)

第四十四條 震災、風水害、落雷、火災その他の不可抗力により被害を受けた漁港施設の復旧については、前章の規定によることができる。但し、この場合において、漁港修築事業により造成した基本施設の復旧に要する費用の国庫負担については、その復旧に要する費用から前條第二項の規定により漁港復旧基金へ、既に繰り入れた、又は繰り入れるべきであつた金額を差し引いた額をもつて第二十三條第二項の漁港修築事業に要する費用とみなし、当該差し引いた金額に相当する額の費用は、漁港管理者の負担とする。

(漁港管理者の指示及び命令並びに漁港管理者の変更)

第四十五條 農林大臣は、国以外の漁港管理者に對し、漁港の維持管理に關し必要な指示をすることができる。

2 農林大臣は、事情の変更その他の事由により必要があると認める場合には、国以外の漁港管理者に對し、漁港管理計画又は漁港管理規程の変更を命ずることができ

3 農林大臣は、国以外の漁港管理者がする漁港の維持管理に關する処分が、法令若しくは法令に基いてする行政庁の処分に違反し、又は著しく不適当である場合には、第二十八條第三項の規定によりその漁港管理者を変更することができる。

4 前二項の場合において、農林大臣は、必要があると認めるときには、漁港管理者に對し、施設された工作物の改築又は除却その他原状回復を命ずることができる。

5 前項の規定による改築又は除却その他原状回復に要する費用は、当該漁港管理者の負担とする。

6 第二十五條第二項後段及び第三項の規定は、第二項又は第四項の規定による農林大臣の命令に準用する。

(土地、水面等の使用及び収用)

第四十六條 第二十七條の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。この場合において、「漁港修築事業の施行者」とあるのは「漁港管理者」と、「第二十一條第一項の規定による農林大臣の許可又は同條第二項の規定による漁港修築計画の認定」とあるのは、「第四十條第一項の規定による農林大臣の認可又は同條第二項の規定による漁港管理計画若しくは漁港管理規程の制定若しくは変更」と読み替へるものとする。

2 漁港管理者は、非常災害のために急迫の必要がある場合には、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は前項の規定によらないで左に掲げる処分をすることができる。

一、必要な土地、水面、船舶又は工作物を使用すること。

二、土石、竹木その他の物件(前号に掲げる物を除く)を使用し、又は収用すること。

3 第二十七條第四項の規定は、前項各号の処分をした場合に準用す

る。この場合において「漁港修築事業の施行者」とあるのは「漁港管理者」と読み替へるものとする。

(漁港施設の処分の制限)

第四十七條 漁港修築事業により造成した漁港施設の所有者、占有者又は関係者は、農林大臣の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所を変更し、又は当該施設を収去してはならない。但し、漁港修築計画又は漁港管理計画若しくは漁港管理規程によつてする場合に、この限りでない。

2 漁港修築事業により造成した漁港施設の譲渡、賃貸その他の処分は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。但し、漁港管理計画又は漁港管理規程によつてする場合に、この限りでない。

3 第二十條第二項の規定は、第一項の許可及び前項の認可に準用する。

4 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認める場合には、第一項の規定に違反した者に對し、原状回復を命ずることができる。

5 前項の規定による原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。

(漁港施設の運営その他の管理)

第四十八條 漁港施設の所有者、占有者又は関係者は、その性質又は用法に反しない限り漁港管理計画又は漁港管理規程の定めるところにより、その運営その他の管理をしなければならない。

2 漁港管理者は、漁港の適正な維持管理をするために必要がある場合には、漁港施設の所有者、占有者又は関係者に対し、その性質又は用法に反しない限り、漁港管理計画又は漁港管理規程の定めるところにより、その運営その他の管理に關し必要な指示をすることが出来る。

(漁港の保全)

第四十九條 第四十七條に規定する場合の外、漁港区域内における工作物の新築、増築、改築若しくは除却その他の工事、土砂の採取その他の土地の形質の著しい変更、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は漁港区域内の土地若しくは水面の一部の占用をしようとする者は、農林大臣の許可を受けなければならない。但し、漁港修築計画又は漁港管理計画若しくは漁港管理規程によつてする場合に於ては、この限りでない。

2 第二十條第二項の規定は、前項の許可に準用する。

3 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認める場合には、第一項の規定に違反した者に対し、同項の規定に違反して施設された工作物の除却その他原状回復を命ずることが出来る。

4 農林大臣は、漁港区域内の土地、竹木又は工作物の所有者又は占有者に対し、土地の欠損、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物が漁港に及ぼす虞のある危害を防止するために必要な施設をすべきことを命ずることが出来る。

5 第三項の規定による除却その他の原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とし、前項の規定による施設に要する費用は、当該所有者又は占有者の負担とする。

第六章 雜則

(指定による漁港修築事業による漁港施設)

第五十條 農林大臣は、第七條の規定による漁港の指定前にその名義の何であるかを問はず国庫の補助又は助成を受け、当該指定の際、既に造成された、又は現に修築中の漁港施設であつて、漁港審議会の議を経て定める基準に該當するものを、漁港修築事業により造成した漁港施設に指定することが出来る。この場合には、遅滞なく、その旨を当該漁港施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

2 漁港修築事業により造成した漁港施設に關する規定(第二十二條の規定を除く)は、前項の漁港施設に準用する。この場合において、この法律の規定を準用するに於て必要な事項に關しては、政令で特別の定をすることが出来る。

3 第三十六條第二項の規定は、前項の政令の制定及び改正に準用する。

(国庫の負担金又は補助金の削減)

第五十一條 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者が当該事業の施行又は国以外の漁港管理者がする漁港の維持管理に關する処分が、法令若しくは法令に基いてする行政庁の処分違反し又は著

しく不適当であると認める場合には、漁港審議会の議を経て、第二十三條第二項、第四十二條第一項但書若しくは第四十四條(前條第二項)において準用する場合を含む。の規定による国庫の負担金又は第四十二條第三項(前條第二項)において準用する場合を含む。の規定による国庫の補助金に關し、その施行又は維持管理に要した費用の全部又は一部を負担金又は補助金の算定の基礎となる費用から差し引いて負担金又は補助金を算定し、これをこえる金額については、国庫において負担すべきものとす。若しくは補填金の交付をせず、又は既に国庫において支拂つた金額に相當する金額の返還を命ずることが出来る。

(農林大臣の調査、測量及び検査)

第五十二條 農林大臣は、第七條の規定により漁港区域を定め、又はこれを変更するために必要があると認める場合には、漁港関係者若しくはその組織する団体若しくは学識経験のある者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は五日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることが出来る。

2 農林大臣は、必要があると認められる場合には、漁港修築事業の施行者、漁港管理者若しくは漁港管理会に対し、その事業の施行若しくは職務の執行に關して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該官吏に、事業場、事務所その他

他の場所に立入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることが出来る。

3 前二項の規定による立入、測量又は検査をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 第一項の場合には、農林大臣は、遅滞なく、同項の立入、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(訴訟)

第五十三條 行政庁、漁港管理者又は漁港管理会が、この法律若しくはこれに基く命令又は漁港管理計画若しくは漁港管理規程によつてした処分不服のある者は、農林大臣に訴願することが出来る。

2 前項の規定による訴願の提起があつた場合には、農林大臣は、漁港審議会の議を経て裁決する。

3 漁港管理者又は漁港管理会は、第一項の規定による訴願に關しては、行政庁とみなす。

(農林大臣の職権の委任等)

第五十四條 この法律に定める農林大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより都道府県知事又は市町村長(都府県のある区域においては区長)に行わせることが出来る。この場合には、第五十二條第二項中「当該官吏」とあるのは、「当該官吏」と読み替へるものとする。

第七章 罰則

(罰則)

第五十五條 左の各号の一に該當する者は、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一、第二十六條第二項又は第四項の規定による命令に違反した者

二、第四十五條第二項又は第四項の規定による命令に違反した者

三、第四十七條第一項(第五十條第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反した者

四、第四十七條第二項(第五十條第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反した者

五、第四十九條第一項の規定に違反した者

六、第四十九條第三項又は第四項の規定による命令に違反した者

七、第五十二條の規定による報告若しくは資料の提出を怠り、若しくは虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は質問に對し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

八、第五十二條の規定による当該官吏又は吏員の立入、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十六條 左の各号の一に該當する者は、二千円以下の罰金に処する。

一、第二十一條第四項但書の場合に於て、農林大臣の許可を受けずに他人の土地又は水面に立ち入つた者

二、第二十四條第一項の認可を受けずに漁港修築事業に關する権利の譲渡その他の処分をした

者

三、第二十四條第二項の許可を受けないで、又は同項に規定する者以外の者に、漁港修築事業の施行を委託した者

四、第二十五條第一項の

許可を受けないで、漁港修築計画を変更し、又は漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくはその施行を停止した者

五、第四十條第一項の認可を受けずに、漁港管理計画又は漁港管理規程を制定し、又は変更した者

第五十七條 第四十三條第一項若しくは第二項（第五十條第二項において準用する場合を含む。）の規定の違反又は第四十三條第五項（第五十條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基く命令の規定の違反があつた場合には、その行為をした者は、二千元以下の過料に処する。

第五十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五條（第八号を除く。）又は第五十六條の規定の違反をした場合には、その行為をした者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科することができる。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内で、政令で定める。

2 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七條の六第一項中瀬戸内海連

合海区漁業調整委員会の項の次に次の一項を加える。

漁港審議会一漁港に関する事項を調査審議し、又は処理すること。

第七條の六第二項中「漁業法」の下に「漁港審議会については、漁港法（昭和 年法律第 号）」を加える。

理由

わが国の経済を再建し、国民生活を安定させるための方策の一環として水産業を發達させることは、わが国の地理的條件に鑑み、きわめて適宜かつ必要であつて、これがためには、まず漁港を整備し、及びその維持管理を適正にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小安専門員 ではお手元に差上げてあります漁港法案要綱について申し上げたいと思ひます。御承知の通りわが国の漁業の發達の歴史を見ますと、おもに魚をとること、ことに新しい漁場を開拓したと、漁場を拡張することの二点に從來の施策が向けられておつたのでございまして、そのために主として漁船の研究及びそれが助成にかなりの力が注がれておつたのであります。終戦後における状況は、これらの漁船の一大減損を來し、且つまた漁撈の状況につきましても種々の變遷を來したのであります。特に遠洋漁業につきましても相當の變革がありまして、これが対処策をいたしましては、從來比較的力量を入れておられなかつたかに考えられる沿岸漁業につきましても、最善の策をとることが肝要である

ことはあえて申すまでもございませう。しかるにわが国の沿岸漁業は非常に地形に恵まれた地方におきましても、漁獲の陸揚げでありますとか、あるいは小さな漁船の引揚げ等につきましても、現状を見ますと、結論的に申しますれば、漁船の宿と申ししようか、あるいは漁業策源地とも申すべき漁港の整備が最も重要でありますことは、第一国会以来全国から集りますた漁港修築に関する請願、陳情等においても、如実にこれを示しているのがあります。そういうような意味から当水産委員会におきましても漁港に関する重要な根本的施策を進めざるべし、第一国会の終りにおきまして漁港調査会なるものが水産委員会に附設せられて、それの専門的知識を有せられる方々約十名を委嘱いたしましたのであります。法制上委員長がこれを兼ねることができませんので、不肖私がその仕事を委員長の命によりまして進めて参つたのでございまして、そうしていろいろ研究の結果、どういたしまして、わが国における漁港整備の根本策の樹立を、急速に整備いたす必要があるという結論が相なりまして、その結果漁港というものを法的に種々研究する必要があるというので、約一年半にわたりまして調査研究し、その他いろいろの方のお説を伺ひ、かつ水産委員会の種々の調査審議に基づきまして生れたものが、ただいまお手元にお配りいたしました漁港法案でございます。実はこの法案は昨年のうちにいろいろと御審議を願うためにつくりましたので、やや現在における情勢とそぐわない点がございますので、修正の要がありまるとともに、先

ほど委員長から御報告がございました通り、關係方面並びに各省との關係も種々ありますので、これらの御意見を伺ひまして、急速に案の再修正をいたしました結果、お手元にお配りいたしましたようなものが、ただいままでの簡単な経過でございます。つきましては、漁港法案の要綱につきまして概略申し上げたいと思ひます。

第一、本法の目的でございますが、漁港法は漁港を整備いたしましたので、その維持、管理を適正にして、水産業の發達をはかり、国民生活の安定と国民經濟の發展に寄與することを目的としたものであります。

第二に港灣法との調整でございますが、御承知の通り、さきに運輸省關係では、種々港灣全体に関する整備をいたすために、港灣法の制定を見るべくいろいろと案がございまして、私どももこれらを見せたいだく機会がございしましたが、この調整がまず大切でありますので、港灣法は漁港の区域には適用しないことに相なつたのでございまして、漁港の定義及び漁港の区域は漁港法で定めることとしたのでございまして、次に港灣法の漁港区に對する漁港法の適用を規定いたしましたことが、港灣法との調整の要でございます。

第三は漁港の指定でございます。從來われ／＼が常識的に漁港と考へておつたもののほかに、なほ漁港として將來施設を要すべきものがだん／＼とございまして、農林大臣は一定の方法によりまして、漁港の名称、種類及び区域を定めまして、漁港の指定を行うこととしたのでございまして、河川に設けます漁港の場合には、河

川法との關係がございまして、この指示につきましては、河川法との調整をはかることとしたのでございまして。

第四は漁港の種類でございますが、漁港の種類は、その利用範圍から言ひまして、これを四つにいたしたのでございまして。主として漁業協同組合でありますとか、あるいは漁村であるとか、市町村であるとかいうような範圍を利用の大体の目標といたしまして、表現方法といたしまして、その利用の範圍が地元の水産業を主としたもので、漁港法案の第六條にこれを明記いたしましたのであります。第二は、その利用の範圍が第一種漁業よりもや広く、第三種よりもや狭いもののもので第三種には属しないもの、つまりこれはその利用の範圍が一つの果ての範圍を單位としたもので、從來の小さな船場でありまして、あるいは船だまりとかいうようなものよりもや大きいものでありまして、その範圍が大体岸ぐらゐを範圍としたものであります。次に第三種は、その利用の範圍が全国にわたるものでございまして、たとえば下関でありまして、あるいはこれに属する一つの好適例だと考へます。次に第四種は離れ島でありますとか、その他交通不便の辺陲の地にありまして、その目的が漁場の開發または漁船の避難をいたします上において特に必要と考へられますものを第四種といたしまして、結局漁港の種類は第一種漁港、第二種漁港、第三種漁港、第四種漁港の四つといたしたのでございまして。

第五に漁港施設でございますが、こ

ために、また漁港の将来の施設の主目的を達成いたしますために、一応この漁港管理計画を立てまして、ただいま申し上げましたそれらの諸施設がその漁港の目的を達成するのに遺憾なきために、各種の施設が有機的、組織的に活動することができまうに、また活動せねばならぬことを主といたしますために、漁港管理規定を制定いたしました、それ／＼の人にそれ／＼の任務に従つておの／＼責任を全うするようにすることにしたのであります。

次に第十一といひまして、漁港管理委員会でござりますが、漁港管理者は漁港の維持管理に関する重要な事項を調査審議させるために、原則として漁港管理委員会を設けることとしたのでございします。これは漁港そのものは一応施設者が決定いたしましたことを管理するのでございしますが、この漁港が一応でき上りました以上、そののちに利用と申しまうか管理と申しまうか。この施設の機能を發揮せまうか。この施設は公共的性格を多分に持つておりますので、單に施設者そのものの考えによりまうよりも、ここに管理委員会全体の意見によりまうに、民主的に、しかもその目的を円滑達成に達成いたしますために、漁港管理委員会を設けまして、これらの方々の御意見を伺つて、これを適正に運営して参る。その委員は漁業者の互選でございしますが、いわゆる漁港地区に関係あります漁業者の選挙いたしました者、それから地方公共団体の長が推薦いたしました者との二つによりまして管理委員会ができることになるように規定いたしましたのでございします。

午前十一時三十分散会

次に第十二といたしまして、漁港の維持管理費の負担でございますが、漁港の維持管理に必要な費用中、漁港管理委員会の費用は国の負担といたしまして、また漁港修築事業によつて造成いたしました漁港の基本施設の維持管理につきましては、政令の定めるところによりまして、その全部または一部を負担することができるといたしましたのでございます。これは実は政府におきまして直接やるべきが至当でございますけれども、御承知の通り各地方にできますので、地方の実情に即しますためには、やはり管理委員会によりますことは今申し上げたところでございまして、性格が国家的事務の性格を多分に持つておりますので、こういうような規定をいたしたのでございます。

次に第十三といたしまして土地、水面等の使用及び収用でございますが、漁港修築事業の施行及び漁港の維持管理のために必要な土地、水面または工作物またはこれらに關する権利を使用しまたは収用し得る方法を定めたのでございます。と申しますのは、漁港は今申し上げました通り、水産業の振興に重要な施設でありますとともに、その性格が多分に公共的性格を持つておりますので、一部の者の目的のみに使われておりますものでも、漁港の目的を達成いたしますためには、いわゆる公共の目的のためにこれを利用することができるといたして、こういうような使用及び収用の規定を制定したのでございます。

次に第十四といたしまして、漁港施設の処分の制限でございますが、漁港修築事業によりまして造成せられましたた漁港施設の譲渡、賃貸その他の処分については制限を設けることとしたのでございます。申し上げるまでもなく、漁港施設が公共的性格を多分に持つております關係から、これらの譲渡、賃貸その他の処分について制限を加へべきことは当然と考えますので、かくのごとく規定したのでございます。

次に第十五といたしまして、漁港の保全でございますが、漁港の保全は、漁港修築の目的を達成いたしますために相伴ひまして重要なことでございまして、これらに關する処置を講ずることとしたのでございます。

第十六は、この漁港法がきます前の、いわゆる指定前の漁港施設に対する準用でございますが、本法施行前に、すでに造成せられました漁港施設につきましても、本法の準用について当然規定せられなければならないものもございまして、本法に従つて造成せられます漁港ではなくとも、既往の漁港施設につきましても、本法を準用いたしまして、この法律の目的を円滑に達成し、漁港全体の管理、運営等をその目的に沿うようにいたしますために、本法を準用する規定を設けたのでございます。

次に第十七は、漁港の区域内における施設につきまして、農林大臣が許可、認可または命令をいたします場合に、運輸との關係があります場合には、運輸大臣と協議いたしまして、円滑に行われることにいたしましたのでございます。これは御承知の通り大きな港、たとえば神戸でありますとか、あるいは横浜、函館、青森とかというような、主として商港に使われております範圍内

における漁港につきまして、特に運輸との關係がございします場合には運輸大臣と協議いたしまして、円滑にこれらの事務が行われますように、こういうような規定を設けたのでございます。以上、大体御説明申し上げたのであります。詳しくはまた適當の機会に各法案の逐條につきまして御審議を願ひます場合に申し上げますと思ひます。

○富永委員 ただいま漁港法案の要綱につきまして詳細に御説明を承りました。が、なお議員提出においてこれを出します關係もありますので、さらに逐條的に、詳細に検討いたしたいと思ひますので、これを小委員会に御付託あらんことを希望いたします。

○川村委員長代理 ただいまの富永委員からの発言に対して、いかがとばかりいまいしうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川村委員長代理 それでは富永君の発言の通り決します。速記をやめて。

〔速記中止〕

○川村委員長代理 速記を始めてください。先ほど本委員会が決議案を本国会に提出すると仮決定をしたのであります。客観情勢からいたしまして、ただいまあの決議案を国会に提出をするというところは適當を欠くおそれがあるような実情でありますので、決議案を、しばらくこれを提出することを見合わせる、こういうようにいたしたいと思ひますが、いかがでございしうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川村委員長代理 それではそのようにいたします。

本日はこれで散会いたします。

昭和二十五年二月八日印刷

昭和二十五年二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所